

第7章 事後調査計画

第7章 事後調査計画

7.1 事後調査の項目

事後調査は、宮城県環境影響評価条例施行規則の規定により、次のいずれかに該当すると認められる場合において宮城県環境影響評価技術指針に基づき検討することとされている。

- ・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき。
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき。
- ・工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするとき。
- ・代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められるとき。

これらを踏まえて、環境影響要因及び環境要素毎に事後調査の必要性を検討した結果を以下に示す。

7.1.1 最終処分場の設置の工事

環境影響要因及び環境影響要素ごとに最終処分場の設置の工事の実施に係る事後調査の必要性を検討した結果は、表 7.1.1 に示すとおりである。

表 7.1.1(1) 事後調査の検討結果（最終処分場の設置の工事）

環境影響要因	環境影響要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由， もしくは実施しないこととした理由
最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働)	大気質	実施しない	予測方法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル」(平成 12 年公害対策研究センター)、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)等に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による建設機械台数の低減並びに最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に導入する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	騒音	実施しない	予測方法は、「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」(日本音響学会誌 64 巻 4 号)に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による建設機械台数の低減並びに低騒音型建設機械を積極的に導入する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	振動	実施しない	予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)等に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による建設機械台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	動物	実施しない	重要な種の主な生息場所である樹林の伐採は行わないこと、改変はほとんどが現土砂採取場であるほか、低騒音型建設機械の採用、侵入防止柵の設置及び鳥類の衝突防止対策等の実効性のある環境保全措置を講ずることなどから、事後調査は実施しないものとする。

表 7.1.1(2) 事後調査の検討結果（最終処分場の設置の工事）

環境影響要因	環境影響要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由
最終処分場の設置の工事 （建設機械の稼働）	生態系	実施しない	生態系の上位種であるオオタカの主な生息場所である樹林の伐採は行わないこと、生態系の典型種であるホオジロ等の草地性鳥類の生息環境である草地等は同様の環境が周辺に広く残されること、及び工事関係者の改変区域外への必要以上の立ち入りを制限し樹林や草地等の踏み荒らしが無いようにする等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	温室効果ガス	実施しない	本事業においては、排出ガス規制型の建設機械を使用する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	放射線の量 （粉じんの発生、水の濁りの発生に伴うもの）	実施しない	本事業においては、必要に応じて土砂等が無い上にならないように散水をする、仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置する等の環境保全措置を講ずることにより実行可能な範囲で低減が図られていることから、事後調査は実施しないものとする。
最終処分場の設置の工事 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	大気質	実施しない	予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所）に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による工事関係車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	騒音	実施しない	予測方法は、「道路交通騒音の予測モデル ASJ RTN-Model 2018」（日本音響学会誌 75 巻 4 号）に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による工事関係車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	振動	実施しない	予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所）に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による工事用車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	動物	実施しない	外周に侵入防止ネット等を設置し、工事区域内への哺乳類の誤侵入を防止するほか、工事用車両の場内通行は低速運行（20km/h 以下）を励行し、運転者にはロードキル（轢死）についての注意喚起を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	生態系	実施しない	工事用車両の走行時の急発進・急加速の禁止、制限速度順守の徹底のほか、場内においては低速運行（20km/h 以下）を励行し、運転者にはロードキル（轢死）についての注意喚起を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	人と自然との 触れ合いの活動の場	実施しない	休日に工事は行わないこと、静穏性が求められる施設は工事用車両の運行ルートから距離があること等により資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響は小さいと予測されることや、工事の平準化など実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	温室効果ガス	実施しない	排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。

表 7.1.1(3) 事後調査の検討結果（最終処分場の設置の工事）

環境影響要因	環境影響要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由
最終処分場の設置の工事 （造成等の工事による一時的な影響）	水質（水の濁り）	実施しない	必要に応じ仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、場内にて土砂を沈殿させた後に対象事業実施区域内の現調整池を通じて外部へ放流するなど、実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	水質（有害物質）	実施しない	必要に応じ仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、場内にて有害物質を沈殿又は十分に希釈させた後に対象事業実施区域内の現調整池を通じて外部へ放流するなど、実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	地下水の流れ	実施しない	工事による掘削深さは、地下水位から深さ 10m 以上の離隔があること、工事中の揚水・ウエルポイント等による排水は必要最低限度とするなど、実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	土壌汚染	実施しない	既設の沈砂池や調整池を活用するほか、必要に応じ仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、土砂を沈殿させた後に外部へ放流する、工事用車両の入退場時には、タイヤ洗浄装置の通過を義務付けるなど、実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	動物	実施しない	外周に侵入防止ネット等を設置し、工事区域内への哺乳類の誤侵入を防止するほか、工事用車両の場内通行は低速運行（20km/h 以下）を励行し、運転者にはロードキル（轢死）についての注意喚起を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	植物	実施しない	仮置き土砂は、必要に応じてシート等で覆い濁水発生の抑制及び粉じんの発散の防止に努める、既存の沈砂池の活用や必要に応じて仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置して濁水による影響の低減を図る等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	生態系	実施しない	工事用車両の走行時の急発進・急加速の禁止、制限速度順守の徹底のほか、場内においては低速運行（20km/h 以下）を励行し、運転者にはロードキル（轢死）についての注意喚起を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	放射線の量 （建設工事に伴う副産物に係るもの）	実施しない	散水等の実施、発生土の場内利用、タイヤ洗浄装置の設置を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。

7.1.2 最終処分場の存在

環境影響要因及び環境影響要素ごとに最終処分場の存在に係る事後調査の必要性を検討した結果は、表 7.1.2 に示すとおりである。

表 7.1.2 事後調査の検討結果（最終処分場の存在）

環境影響要因	環境影響要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由， もしくは実施しないこととした理由
最終処分場の存在	地下水の流れ	実施しない	施設の設置深さは、地下水位から深さ 10m 以上の離隔があること、対象事業実施区域では、雨水の浸透樹・側溝及び浸透性の舗装などを採用し地下水への雨水供給を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	地形及び地質（地盤の安定性）	実施しない	現況の土取場の地形を活かし、改変量を最小化していること、法面等については法面保護工などにて洗堀防止対策を行うこと等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	動物	実施しない	外周に侵入防止柵を設置することにより、埋立地への哺乳類の誤侵入を防止する、建物の窓ガラスについては、鏡面状の窓や大型の窓を避け、映り込みによる鳥類の衝突を回避する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	植物	実施しない	樹木の伐採は行わずに現況地形等を最大限活用し、改変量の最小化に努める等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	生態系	実施しない	動物の餌となる残飯等のゴミにより動物が誘引されないよう屋外のゴミ置き場の管理を徹底する、施設の窓ガラスはブラインドを設置し、鳥類が誤って衝突しないような低反射型のガラスの採用を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	景観	実施しない	対象事業実施区域の周囲に残る樹木は可能な限り残し、稜線への影響がないように配慮する、構造物等については、周辺の自然環境に対して、著しく突出しないよう計画する等実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。

7.1.3 廃棄物の埋立て

環境影響要因及び環境影響要素ごとに廃棄物の埋立てに係る事後調査の必要性を検討した結果は、表 7.1.3 に示すとおりである。

表 7.1.3(1) 事後調査の検討結果（廃棄物の埋立て）

環境影響要因	環境影響要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由，もしくは実施しないこととした理由
廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働)	大気質	実施しない	予測方法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル」(平成 12 年 公害対策研究センター)、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)等に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に導入する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	騒音	実施しない	予測方法は、「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」(日本音響学会誌 64 巻 4 号)、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 環境省)等に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び低騒音型建設機械を積極的に導入する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	振動	実施しない	予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)等に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、埋立・覆土用機械は、実行可能な範囲で低振動型の機種を使用等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	悪臭	実施しない	搬入された廃棄物は、即日覆土を実施し、外気に触れる時間を極力少なくすることで悪臭の拡散を低減する、各埋立ブロックに浸出水集排水管及びガス抜き管を設置することで埋立廃棄物層内をできる限り好気性状態に保ち、悪臭の発生を抑制する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	水質(水の濁り)	実施しない	降雨時には浸出水は、浸出水の集水区域以外に流れ出さないように、覆土材による仮堰堤の設置を行うなどの措置を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	土壌汚染	実施しない	搬入された廃棄物は、即日覆土を行い飛散防止に努める、埋立時は廃棄物に散水するなど飛散防止対策を行う等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	動物	実施しない	搬入した廃棄物は即日覆土を行い、動物の誘因や粉じんの発散防止に努める、外周に侵入防止柵を設置することにより、埋立地への哺乳類の誤侵入を防止する、使用する重機は可能な限り低騒音型の採用に努め、鳥類等の生息環境に配慮する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	生態系	実施しない	場内通路では、廃棄物の運搬車両は 20km/h 以下の低速走行を励行し、運転者には哺乳類等のロードキルや鳥類との衝突に注意するように指導を行う、関係者に対しては、必要な区域以外への立ち入りを制限し、樹林地や草地の踏み荒らしが無いように保全に努める等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。

表 7.1.3(2) 事後調査の検討結果（廃棄物の埋立て）

環境影響要因	環境影響要素	事後調査	事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由
廃棄物の埋立て （埋立・覆土用 機械の稼働）	温室効果ガス	実施しない	排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	放射線の量 （粉じんの発生、水の濁りの発生に伴うもの）	実施しない	散水等の実施、処理水等の放射性物質濃度の管理等を行う、空間線量率の監視を行うことにより、廃棄物及びその周辺の廃棄物にふれた水や土砂等の拡散・流出抑制を図る等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
廃棄物の埋立て （水処理施設の稼働）	温室効果ガス	実施しない	設備機器の清掃点検を徹底する、ガス抜き管を設置し準好気性埋立を行うことでメタン発酵を抑制する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
廃棄物の埋立て （廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）	大気質	実施しない	利用者等に対する排出ガス低減への協力促進、交通誘導等、排出ガスの抑制等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	騒音	実施しない	施設関連車両の平準化等、従業員への教育を実行する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	振動	実施しない	施設関連車両の平準化等、従業員への教育を実行する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	動物	実施しない	搬入した廃棄物は即日覆土を行い、動物の誘因や粉じんの発散防止に努める、外周に侵入防止柵を設置することにより、埋立地への哺乳類の誤侵入を防止する、使用する重機は可能な限り低騒音型の採用に努め、鳥類等の生息環境に配慮する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	生態系	実施しない	場内通路では、廃棄物の運搬車両は20km/h以下の低速走行を励行し、運転者には哺乳類等のロードキルや鳥類との衝突に注意するように指導を行う、関係者に対しては、必要な区域以外への立ち入りを制限し、樹林地や草地の踏み荒らしが無いように保全に努める等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。
	人と自然との触れ合いの活動の場	実施しない	休日に工事は行わないこと、静穏性が求められる施設は工事用車両の運行ルートから距離があること及び施設関連車両の平準化等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響は小さいと予測されることから、事後調査は実施しないものとする。
	温室効果ガス	実施しない	排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。

7.2 供用後のモニタリング調査

新処分場の供用後については現処分場において実施されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で規定された各種モニタリングについて同様に実行する計画としている。

新処分場において実施予定の調査項目とその頻度については、以下のとおりである。

表 7.2.1(1) 新処分場における調査項目案計画

調査箇所※3	調査頻度	調査項目
悪臭等	4回/年	臭気指数
	4回/年	硫化水素濃度
下水排水	8回/年	pH, BOD, COD, SS, T-N, T-P, 水温, 沃素消費量, 塩化物イオン含有量, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量), ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量, アンモニア性窒素含有量
	4回/年	pH, BOD, COD, SS, T-N, T-P, 水温, 沃素消費量, 塩化物イオン含有量, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量), ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, カドミウム及びその化合物, シアン化合物, 有機リン化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, アルキル水銀化合物, ポリ塩化ビフェニル, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量, アンモニア性窒素含有量, カルシウム含有量, 1,4-ジオキサン
	1回/年	ダイオキシン類
浸出水	12回/年	pH, BOD, COD, SS, T-N, T-P, 沃素消費量, 塩化物イオン含有量, アンモニア性窒素含有量, カルシウム含有量, 溶解性マンガン含有量
	1回/年	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量), ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, クロム含有量, カドミウム及びその化合物, シアン化合物, 有機リン化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, アルキル水銀化合物, ポリ塩化ビフェニル, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア性窒素・アンモニウム化合物・亜硝酸性化合物及び硝酸化合物, 1,4-ジオキサン, 大腸菌群数, ダイオキシン類

※1 調査項目については、原典そのまま記載しているが、用語の統一のため出典資料の用語を一部編集。

※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含有量。

※3 周辺地区の井戸水や河川等の具体的な調査箇所は、協議会や地区の要請で決定する。

表 7.2.1(2) 新処分場における調査項目計画

調査箇所※3	調査頻度	調査項目
観測井	1回/月	塩化物イオン含有量, EC
	1回/年	カドミウム及びその化合物, シアン化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, アルキル水銀化合物, ポリ塩化ビフェニル, セレン及びその化合物, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, 1,4-ジオキサン, クロロエチレン, ダイオキシシン類
公共用水域	6回/年	pH, BOD, COD, SS, アンモニア性窒素含有量, Fe, 塩化物イオン含有量, EC
	1回/年	大腸菌群数, 鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量, フェノール類, 銅及びその化合物, 亜鉛及びその化合物, 鉄及びその化合物(溶解性), マンガン及びその化合物(溶解性), クロム及びその化合物, カドミウム及びその化合物, シアン化合物, 有機燐化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, アルキル水銀化合物, ポリ塩化ビフェニル, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, 1,4-ジオキサン, アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸性化合物及び硝酸化合物※2
公社井戸水	4回/年	カドミウム及びその化合物, シアン化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, アルキル水銀化合物, ポリ塩化ビフェニル, セレン及びその化合物, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, 1,4-ジオキサン, クロロエチレン
井戸水 (周辺地域)	1回/年	一般細菌, 大腸菌, カドミウム及びその化合物, 水銀及びその化合物, セレン及びその化合物, 鉛及びその化合物, 砒素及びその化合物, 六価クロム化合物, 亜硝酸態窒素, シアン化物イオン及び塩化シアン, 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素, ふっ素及びその化合物, ほう素及びその化合物, 四塩化炭素, 1,4-ジオキサン, シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン, ジクロロメタン, テトラクロロエチレン, トリクロロエチレン, ベンゼン, 塩素酸, クロロ酢酸, クロロホルム, ジクロロ酢酸, ジブロモクロロメタン, 臭素酸, 総トリハロメタン, トリクロロ酢酸, プロモジクロロメタン, プロモホルム, ホルムアルデヒド, 亜鉛及びその化合物, アルミニウム及びその化合物, 鉄及びその化合物, 銅及びその化合物, ナトリウム及びその化合物, マンガン及びその化合物, 塩化物イオン, カルシウム・マグネシウム等(硬度), 蒸発残留物, 陰イオン界面活性剤, ジェオスミン, 2-メチルイソボルネオール, 非イオン界面活性剤, フェノール類, 有機物(全有機炭素(TOC)の量), pH, 味, 臭気, 色度, 濁度
汚泥 (溶出試験)	1回/年	pH, 含水率, 鉱物油, 動植物油, アルキル水銀化合物, 水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, シアン化合物, ポリ塩化ビフェニル, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, 1,4-ジオキサン

※1 調査項目については, 原典そのまま記載しているが, 用語の統一のため出典資料の用語を一部編集。

※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含有量。

※3 周辺地区の井戸水や河川等の具体的な調査箇所は, 協議会や地区の要請で決定する。

7.3 環境保全目標（供用後：自主目標）

本事業では環境影響評価結果を踏まえ、周辺地域の環境保全及び自然環境に配慮された施設計画となるよう、次期最終処分場における環境保全計画を定めている。ここでは関係法令等による基準のないものについて、自主的な基準（自主目標）を示す。

表 7.3.1(1) 施設の稼働に係る環境保全目標（1/2）

項目	環境保全目標
埋立作業による粉じん	周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
廃棄物運搬車両の走行による排気ガス	環境基本法に基づく環境基準 【二酸化窒素】 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 【浮遊粒子状物質】 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
工場・事業場から発生する騒音及び振動	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準 ^{※1} ○他事例を参考に、規制基準は準工業地域が含まれる第三種区域を用いた。 【騒音】 朝（6～8時）：55dB 昼間（8～19時）：60dB ^{※2} 夕（19～22時）：55dB 夜間（22～6時）：50dB 振動規制法に基づく工場・事業場に係る振動規制基準 ^{※3} 【振動】 昼間（8～19時）：65dB 夜間（19～8時）：60dB
廃棄物運搬車両の走行による騒音及び振動	環境基本法に基づく環境基準 ^{※4} ○他事例を参考に、規制基準は準工業地域が含まれる第三種区域を用いた。 【騒音】 昼間（6～22時）：60dB以下 夜間（22～6時）：50dB以下 振動規制法に基づく道路交通振動の限度 ^{※5} 【振動】 昼間（8～19時）：70dB以下 夜間（19～8時）：65dB以下

※1 出典：平成27年宮城県告示第583号

※2 現処分場における廃棄物の受付時間は8時30分から16時まで、新処分場は9時から16時まで。

※3 出典：平成27年宮城県告示第584号

※4 出典：平成30年宮城県告示第286号

※5 出典：昭和53年宮城県告示第265号

表 7.3.1(2) 施設の稼働に係る環境保全目標 (2/2)

項目	環境保全目標																																										
施設からの悪臭	<p>宮城県内の悪臭に関する規制は、悪臭防止法、県公害防止条例に基づいている。最終処分場は規制の対象外であるが、条例に準じた自主規制値を設ける。</p> <p style="text-align: center;">宮城県内の悪臭規制</p> <table border="1" data-bbox="448 394 1265 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">悪臭防止法</th> <th>県公害防止条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用地域</td> <td colspan="2">仙台市等 13 市 2 町の規制地域</td> <td>県内全域（法規制地域を除く）</td> </tr> <tr> <td>規制対象の事業場</td> <td colspan="2">「規制地域内」の全事業所</td> <td>(1)魚腸骨処理場 (2)有機質肥料製造施設</td> </tr> <tr> <td>規制指導の主体</td> <td colspan="2">法規制地域を管轄する市町村</td> <td>県保健所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制基準</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">規制基準</td> </tr> <tr> <td>敷地境界線</td> <td>排出口</td> <td>排水</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臭気指数 15</td> <td>悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数</td> <td>臭気指数 31</td> </tr> <tr> <td>測定方法</td> <td colspan="2">嗅覚測定法（三点比較式臭袋法，三点比較式フラスコ法）</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>届出制</td> <td colspan="2">なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>改善命令等</td> <td colspan="2">改善勧告，改善命令</td> <td>計画変更命令，改善勧告，改善命令</td> </tr> </tbody> </table>					悪臭防止法		県公害防止条例	適用地域	仙台市等 13 市 2 町の規制地域		県内全域（法規制地域を除く）	規制対象の事業場	「規制地域内」の全事業所		(1)魚腸骨処理場 (2)有機質肥料製造施設	規制指導の主体	法規制地域を管轄する市町村		県保健所	規制基準	規制基準			敷地境界線	排出口	排水		臭気指数 15	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31	測定方法	嗅覚測定法（三点比較式臭袋法，三点比較式フラスコ法）		左に同じ	届出制	なし		あり	改善命令等	改善勧告，改善命令		計画変更命令，改善勧告，改善命令
	悪臭防止法		県公害防止条例																																								
適用地域	仙台市等 13 市 2 町の規制地域		県内全域（法規制地域を除く）																																								
規制対象の事業場	「規制地域内」の全事業所		(1)魚腸骨処理場 (2)有機質肥料製造施設																																								
規制指導の主体	法規制地域を管轄する市町村		県保健所																																								
規制基準	規制基準																																										
	敷地境界線	排出口	排水																																								
	臭気指数 15	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31																																								
測定方法	嗅覚測定法（三点比較式臭袋法，三点比較式フラスコ法）		左に同じ																																								
届出制	なし		あり																																								
改善命令等	改善勧告，改善命令		計画変更命令，改善勧告，改善命令																																								
施設からの浸出水の流出または浸出水処理設備からの放流	<p>浸出水処理施設からの放流水を下水道に放流する場合は、公共関与による管理型産業廃棄物処分場に係る浸出水の下水道排除に関する協定書に適合させること。</p>																																										